

農業振興地域整備計画の見直しを行います。

～「農振除外」の相談は4月30日まで～

市では、平成18年度に「農業振興地域整備計画」の見直しを行います。平成19年度から5年以内に住宅などの建築物、事業開発による「農地転用（農地を農地以外に変えること）」を予定している人は、農振除外の手続きが必要になります。申請は4月28日までが期限となり、5月以降1年間は、農振除外や用途変更などの受け付けは行いません。ここでは、「農業振興地域整備計画の見直し」の概要と手続きなどについてお知らせします。

優良農地を守る農振地域制度

農業以外の土地利用調整を図りながら、集団的な優良農地を確保し、効率の高い農業投資を計画的に推進する目的で、昭和44年に農業振興地域の整備に関する法律（農振法）が制定されました。

この法律に基づいて、「農業振興地域制度」が設けられています。具体的には、都道府県知事が基本方針を策定し、農業振興地域を指定します。これを受けて、市町村が「農業振興地域整備計画」を策定します。

この計画では、土地改良事業など生産基盤の整備や、農業近代化施設の整備などの計画のほか、集団的農地や農業生産基盤整備事業の対象地などの優良農地について、農用

地区域（農振農用地）を定め、当該区域内では原則として農地転用を禁止し、農業振興の基盤となるべき農用地などの確保を図ります。

計画は5年に1度の見直し

この制度では、原則として整備計画の見直し時期以外は「農振農用地の除外」手続きができないことになっています。このため、平成18年度の計画の見直し後は、次回の見直しである平成23年までは、原則「農振除外」ができませんので、ご注意ください。

農振農用地の除外の必要性

農業振興地域整備計画の中で、農業振興の基盤となる農

農振除外には4要件が必要

次の要件をすべて満たす場合に農振除外ができます。

- ①農用地区域以外に利用できる土地がないこと
- ②農用地の集団化や農作業の効率化など、農業上の土地利用に支障が生じないこと
- ③土地改良施設（用排水路や農道など）機能に支障が生じないこと
- ④土地改良事業などを行った区域内では、事業が完了してから8年以上経過していること

4月28日まで相談受け付け

市では、4月28日まで農業振興地域整備計画農振除外の相談を受け付けています。平成19年度から5年以内に農地転用を予定している次のような場合には、相談または手続きが必要です。

◆平成19年度から5年以内に農業用施設、住宅、事業開発農地に植林などを予定している人

相談の結果、手続きが必要な場合は、4月28日までに必要な書類を提出していただき

ますので、お早めにご相談ください。

提出書類

- ・農用地利用計画変更申出書
- ・公図（申請地の地番や地目、隣接地の状況を表示した図面）
- ・位置図（申請地の位置や付近の状況が分かる地図）
- ・事業計画の概要、配置図など

提出期限 4月28日（金）

その他
提出された書類を審査し、適切なものは除外、見直しをすることになります。

注意
18年5月から1年間は、農振除外や用途変更などの受け付けを行いませんので、十分にご注意ください。

詳しくは、市役所産業建設部農林振興課または、各総合支所産業振興課へ問い合わせください。

市産業建設部農林振興課

76-2111

（内線1363）

松尾総合支所産業振興課

74-2111

（内線2217）

安代総合支所産業振興課

72-2111

（内線3144）

地域審議会 スタート

―地域の声をまちづくりへ―

地域住民の声を行政に反映させるために旧3町村の区域に設置する地域審議会が12月21日に西根・安代地区、26日に松尾地区で発足されました。

第1回の審議会では、はじめに田村正彦市長が委員に委嘱状を手渡し「地域にとって重要な役割を担う審議会。地域課題を提言してほしい」とあいさつしました。

会議では、会長の選出が行われ、西根地区に遠藤環氏、松尾地区に立柳秀範氏、安代地区に戸沢正人氏が選出されました。その後、地域審議会の概要、市総合計画策定方針などが事務局から説明されました。

本年度は、各地区あと2回審議会が開催される予定です。地域審議会とは、合併により、住民の意見が施策に反映されにくくなる懸念があることから、合併前の区域を単位として設置し、市長の諮問に応じて審議などを行う組織

■設置期間
平成28年3月31日まで

■委員の構成

市長から委嘱された公共的団体の役員や学識経験者、公募により選任された方、各地区15人で構成

■委員の役割
①設置区域にかかる新市建設計画の変更、執行状況、新市の基本構想の策定および変更、重要な施設の設置、廃止および管理運営、その他市長が認める事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申する

②必要と認める事項について審議し、市長に対し意見を述べる
■委員の任期 2年



第1回安代地区地域審議会（12月21日、安代総合支所）

県選挙啓発ポスター

小林さん 最優秀賞に

平成17年度明るい選挙啓発ポスターコンクールの表彰式は12月20日、盛岡市の県水産会館で行われ、西根第一中学



小林さんは「チョウが投票用紙を運んでいる様子を描き、大切な一票を無駄にしないでほしい」と願いを込め、「シンブルな表現の中、配色やグラデーションの使い方を工夫し、目立つようにしました」と作品について話しました。市内の入賞者最優秀賞を除くは次のとおりです。（敬称略）

■小学校の部 佳作・遠藤夏咲（田頭小5年）

■中学校の部 佳作・石崎園美（西根第一中2年）

盛岡農業高校の特別専攻科学生を募集

県立盛岡農業高等学校では、農業後継者や、将来就農を考えている人などを対象に、特別専攻科の学生を次のとおり募集します。

- 募集専攻科（農業科）
特別専攻科（農業科）
- 修業年限
2年（週2日登校）
- 募集定員 20人

- 募集対象 農業後継者の人、農業を勉強したい人、就農を目指す人、畜産関係の資格を取得したい人
- 授業料 月額2600円
- 申込期限 2月6日（月）
- 試験日 2月13日（月）
- 詳しくは、盛岡農業高等学校（☎019-688-4211）まで。